

松戸市景観条例の制定について

松戸市景観条例を別紙のように定める。

平成23年2月23日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

本市が有する豊かな自然、歴史的、文化的な景観を保全するとともに、新たに地域特性を活かした良好な景観を創出することにより、潤いと安らぎのある豊かな生活環境を創造するため。

# 松戸市景観条例

## 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 景観計画（第3条）
- 第3章 景観計画区域内における行為の事前協議等（第4条・第5条）
- 第4章 景観計画区域内における行為の届出等（第6条－第11条）
- 第5章 景観重要建造物等（第12条－第15条）
- 第6章 松戸市景観審議会（第16条－第18条）
- 第7章 松戸市景観アドバイザー（第19条）
- 第8章 景観形成推進地区（第20条・第21条）
- 第9章 景観表彰（第22条）
- 第10章 雑則（第23条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づく景観計画の策定及び行為の規制等について必要な事項を定め、本市における良好な景観の形成を促進するための施策を講ずることにより、潤いと安らぎのある豊かな生活環境を創造するとともに、地域特性を活かした良好な景観を後世へ継承することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、特別の定めのある場合を除くほか、法において使用する用語の例による。

### 第2章 景観計画

#### （景観計画の策定等）

第3条 市長は、良好な景観の形成を総合的かつ計画的に推進するため、法第8条第1項に規定する景観計画（以下「景観計画」という。）を定めるもの

とする。

2 市長は、景観計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

3 前項の規定は、景観計画の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

### 第3章 景観計画区域内における行為の事前協議等

#### （事前協議書の提出）

第4条 法第16条第1項の規定による行為の届出をしようとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより、市長に事前協議書を提出しなければならない。

2 前項の規定は、法第16条第2項による変更の届出をしようとする者について準用する。

#### （助言又は指導）

第5条 市長は、前条に規定する事前協議書の提出があったときは、法第8条第2項第2号に規定する景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針に基づき必要な助言又は指導をすることができる。

2 市長は、前項の規定に基づく助言又は指導を行うため、松戸市景観アドバイザーの意見を聴くことができる。

### 第4章 景観計画区域内における行為の届出等

#### （行為の届出）

第6条 景観計画区域内において、法第16条第1項又は第2項に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

#### （届出の適用除外行為）

第7条 法第16条第7項第11号に規定する届出を要しない行為は、別表に定めるとおりとする。

#### （特定届出対象行為）

第8条 法第17条第1項に規定する特定届出対象行為は、法第16条第1項第1号又は第2号の届出を要する行為とする。

(完了の届出)

第9条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに、市長に届け出なければならない。

(勧告及び命令の手續)

第10条 市長は、次の各号のいずれかの勧告又は命令をしようとする場合は、あらかじめ、松戸市景観審議会の意見を聴かななければならない。

- (1) 法第16条第3項の規定による勧告
- (2) 法第17条第1項の規定による命令
- (3) 法第17条第5項の規定による命令

(公表)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者について、その者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名）並びに虚偽の届出をした事実、勧告の内容及びそれに従わない事実又は命令の内容及び違反の事実を公表することができる。

- (1) 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をするに当たり虚偽の届出をした者
- (2) 法第16条第3項の規定による勧告に従わない者
- (3) 法第17条第1項又は第5項の規定による命令に従わない者

2 市長は、前項の規定により公表をしようとするときは、松戸市景観審議会の意見を聴くとともに、意見陳述の機会を与えなければならない。

## 第5章 景観重要建造物等

(指定の手續)

第12条 市長は、法第19条第1項又は法第28条第1項の規定により、景観重要建造物又は景観重要樹木（以下「景観重要建造物等」という。）の指定をしようとするときは、あらかじめ、所有者の同意を得るとともに、松戸市景観審議会の意見を聴かななければならない。

2 市長は、景観重要建造物等を指定したときは、所有者に通知し、その旨を告示しなければならない。

3 前2項の規定は、景観重要建造物等の指定の解除について準用する。

4 市長は、景観重要建造物等を指定したときは、規則で定めるところにより、標識を設置するものとする。

(滅失等の届出)

第13条 景観重要建造物等の所有者は、当該景観重要建造物等の全部又は一部が滅失し、又はき損し、若しくは枯死したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(所有者の変更の届出)

第14条 景観重要建造物等の所有者が変更したときは、新たな所有者となった者は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(管理の方法の基準)

第15条 法第25条第2項の規定による管理の方法の基準は、次のとおりとする。

(1) 景観重要建造物の修繕は、原則として当該修繕前の外観を変更することのないようにすること。

(2) 消火器の設置その他の防災上の措置を講ずること。

(3) 景観重要建造物の敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。

2 法第33条第2項の規定による管理の方法の基準は、次のとおりとする。

(1) せん定、病虫害の防除その他の景観重要樹木の保全に必要な措置を講ずること。

(2) 景観重要樹木の滅失及び枯死を防ぐため、景観重要樹木を定期的に点検すること。

## 第6章 松戸市景観審議会

(審議会の設置)

第16条 市長は、良好な景観の形成に関する重要な事項について調査審議す

るため、松戸市景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（審議会の任務）

第17条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 景観計画の変更に関すること。
- (2) 法第16条第3項の規定による勧告並びに法第17条第1項及び第5項の規定による命令に関すること。
- (3) 第11条に規定する公表に関すること。
- (4) 景観重要建造物等の指定及びその解除に関すること。
- (5) 景観形成推進地区の指定並びにその変更及び解除に関すること。
- (6) 景観表彰に関すること。
- (7) その他本市における良好な景観の形成に係る事項に関すること。

2 審議会は、前項の規定により調査審議するほか、必要に応じて市長に意見を述べることができる。

（審議会の組織及び運営）

第18条 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第7章 松戸市景観アドバイザー

（アドバイザーの設置）

第19条 市長は、本市の良好な景観の形成を推進するために必要な情報を収集し、又は専門的な助言を聴くため、松戸市景観アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を置くことができる。

2 前項に定めるもののほか、アドバイザーに関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第8章 景観形成推進地区

（景観形成推進地区の指定）

第20条 市長は、景観計画区域のうち特に積極的かつ継続的に良好な景観形成を推進する必要があると認める地区を景観形成推進地区として指定することができる。この場合において、市長は、当該地区における良好な景観の形

成に関する方針及び良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項を地区景観形成計画として景観計画に定めるものとする。

- 2 市長は、景観形成推進地区を指定しようとするときは、当該地区の関係住民と協議するとともに、審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、景観形成推進地区を指定したときは、その旨を告示しなければならない。
- 4 前2項の規定は、景観形成推進地区の指定の変更及び解除について準用する。

(景観形成推進協議会の認定等)

第21条 市長は、法第11条第2項の規定により、良好な景観形成の推進を目的に自主的な活動をする団体で、規則に定める要件に該当するものを景観形成推進協議会（以下「推進協議会」という。）として認定することができる。

- 2 推進協議会の認定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、市長に認定を申し出ることができる。
- 3 市長は、第1項の規定により認定した団体が規則で定める要件に該当しなくなつたときは、認定を取り消すことができる。

## 第9章 景観表彰

(表彰)

第22条 市長は、本市の良好な景観の形成に寄与していると認められる建築物又は工作物の所有者、設計者等を表彰することができる。

- 2 前項に規定するもののほか、市長は、本市の良好な景観の形成に寄与している個人又は団体を表彰することができる。
- 3 市長は、前2項の規定に基づく表彰をしようとするときは、審議会の意見を聴くことができる。

## 第10章 雑則

(規則への委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成23年6月1日から施行する。
- 2 第3章及び第4章の規定は、平成23年9月1日以降に着手する法第16条第1項及び第2項に規定する行為について適用する。

(特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部改正)

- 3 特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例（昭和31年松戸市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表2に次のように加える。

松戸市景観審議会委員	日額 8,500 円
------------	------------

別表（第7条関係）

行為	規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	次の各号のいずれにも該当しない建築物 (1) 地盤面からの高さが15メートルを超える建築物 (2) 延べ面積が1,000平方メートルを超える建築物
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	次の各号のいずれにも該当しない工作物 (1) 高さが2メートルを超える擁壁で長さが30メートルを超えるもの (2) 門、塀、柵その他これらに類するもので、高さ2メートルかつ長さ30メートルを超えるもの (3) 煙突、高架水槽その他これらに類するもので、高さ15メートルを超えるもの (4) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもので、高さ15メートルを超えるもの (5) 製造施設、貯蔵施設、その他これらに類するもので、高さ15メートルを超えるもの (6) 機械式駐車場で、築造面積が300平方メートルを超えるもの
開発行為	都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為で、その事業区域の面積が500平方メートル未満のもの